

学生生活

1 学生生活の手引き

1. 学生証（名札）（身分証明書及び名札として利用）

本学の学生には、学生証（名札）が交付されます。この学生証（名札）は、その身分を証明するために必要なばかりでなく、その他学生生活を円滑に過ごすために必要です。汚損、紛失をしないよう注意してください。

学内では常時、学生証（名札）を着用することが義務付けられています。大学病院を有する本学キャンパスは、学校であると同時に公共医療機関でもあり、病院内では学生にも医療機関の構成員としての態度・モラルが要求されます。

以下に記載した「学生証（名札）着用の目的と意義」をよく理解して、学内では、学生証（名札）を着用してください。

【学生証（名札）着用の目的と意義】

（1）本学学生としての自覚と責任感の涵養

学生は本学の敷地・建物内において、学生証（名札）の着用を通じて本学学生としての立場を自覚し、且つ公に自らの個人名を提示して責任ある行動をとることが求められています。

（2）安全管理上の必要性

本学の敷地・建物内における安全管理上の観点（不審者・侵入者への対応、盗難防止、人身の安全等）からも、学生証（名札）の着用により身分を明確にすることが求められています。

（3）病院の環境向上と患者からの信頼獲得

本学病院内において学生証（名札）を着用して、自らの所属と個人名を明確にすることが、患者・家族関係者の信頼感・安心感を高め、病院のアメニティを向上させることにつながります。

※上記に従い、学内では常時、学生証（名札）を着用してください。

【学生証（名札）の取扱い】

（1）学生証（名札）は本学学生としての身分を証明するものですから、常に着用してください。

（2）学生証（名札）を紛失すると悪用されるおそれがありますので、十分注意してください。万一紛失したときは、ただちに各学部学務課又は教学課に届け出てください。

（3）紛失などのため学生証（名札）の再交付を受ける場合は、各学部学務課又は教学課に届出書を提出したのち、学生証（名札）再交付願に所定事項を記入して再交付を受けてください。

（4）各種証明書や学割の交付を受ける時等は、必ず学生証（名札）を呈示してください。

（5）学生証（名札）は、卒業または退学などにより学生の身分がなくなると同時にその効力を失います。従って、これらの場合にはただちに各学部学務課又は教学課に学生証（名札）を返還しなければなりません。なお、卒業時には学生証（名札）と引き換えに卒業証書・学位記が授与されますので、それまで必ず携帯してください。

2. 学生への連絡

大学の行事、学生生活関係、授業関係等学生に周知させる事項は学生ナビの掲示によって行っています。

1日に最低2回（朝・夕）は掲示を確認する習慣を身に付けてください。掲示の見落としによる不利益は学生本人の責任です。

なお、必要に応じて、メール等により連絡を行う場合があります。

3. スクールバス通学

本学と名鉄前後駅を約20分で結ぶスクールバスを2021年度から運行しています。

交通状況により遅延する場合があります。時間に余裕を持った乗車をしてください。

乗車方法：利用者は乗車時、下車時に学生証（名札）をカードリーダーにかざし乗車登録

利用料金：1乗車160円、年2回口座振替にて引き落とし

- 運行日、ダイヤはポータルサイト、掲示板を参照してください。

- 大学停留所 教職員第6駐車場内「キャンパス案内図」(P58～P59) 参照



4. 自転車・バイク通学

通学目的として自転車又はバイク（原動機付自転車含む）の利用を希望する学生は、学生支援課へ所定の書類を提出して「二輪車許可ラベル」を受け取り、駐輪・駐車する自転車又はバイクに貼付してください。駐輪・駐車場は「キャンパス案内図」(P58～P59) を参照し、指定の駐輪・駐車場を利用して下さい。

※登録は入学後1回とし、申請内容の変更等の場合には、その都度申請してください。

また、使用しなくなった自転車・バイクは駐輪場へ放置せずに、持ち帰る等の処分を各自で必ず行ってください。

5. 自動車通学

学生駐車場の利用は原則として医学部3年生以上、医療科学部、保健衛生学部2年生以上の学生に許可します。通学目的としての利用を希望する学生で、「学生駐車場利用許可願」に記載された事項を遵守できる者に学生駐車場の利用を許可します。

※継続利用希望者は毎年更新手続きが必要です。学生支援課の案内に従って手続きをしてください。

学生支援課（大学5号館2階）にて利用申請を行い許可が下りると、学生証（名札）にて駐車場ゲートを通過できるよう登録がされます。利用料金は所定の金額を口座引き落としにて徴収します。

悪質な違反車両は厳しく処罰します。

自転車・バイク・自動車に関する注意事項

- ① 学内・学外においてバイク（原動機付自転車を含む）の交通事故が多発していますので、自動車損害賠償責任保険の加入の確認及び自動車損害賠償責任保険では補えない部分を補償する任意保険への加入を原則とします。また交通ルールを遵守し、安全運転に気をつけてください。万が一、事故を起こしたり事故に遭ったりした場合は、まず救急車を呼び、人命確保に努めてください。事故直後は目立った外傷がなくても、後々、後遺症が出たりすることもあります。どんな些細な事故であっても必ず警察に連絡し、相手の連絡先等を確認してください。
- ② 自動車通学で学生駐車場を利用する学生は、警備員の誘導に従い利用してください。特に朝の登校時は、周辺道路が混雑しています。時間にゆとりをもって登校してください。
- ③ 近年、迷惑駐車車両が非常に多くなり、周辺の住民や患者さまから苦情があります。患者さま用駐車場（第1、第2、第3駐車場）の利用、無断駐車、迷惑駐車は絶対にしないでください。悪質な迷惑駐車車両は、厳しく処罰します。

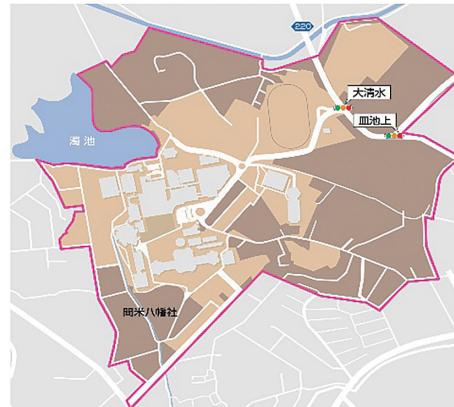
6. 交通事故に対する処置

交通事故に遭った場合、交通事故を起こした場合は、どんな事故であっても必ず警察に連絡してください。また、その後速やかに「交通事故報告書」を学生支援課に提出してください。万一に備えて任意保険に必ず加入してください。

7. 事故の報告

学生が、正課中及び課外活動中、通学途上に負傷した時、もしくは事故に遭った場合は、速やかに「事故報告書」を学生支援課に提出してください。

豊明校地 路上等駐車禁止エリア



■ 駐車禁止エリア
※駐車場契約エリアは除く

8. 捨得物・紛失物

本学キャンパス内で落とし物を拾得した場合や物を紛失・盗難等にあった場合は、学生支援課（大学5号館2階）へ申し出て、「遺失・紛失届」または「盗難等被害届」を提出してください。

窓口名称	場 所	電話番号
学生支援課	大学5号館2階	0562-93-9442

9. 通学証明書の発行による定期券の購入

通学定期券は学生各自で、最寄りの駅で購入してください。

1 名鉄・近鉄・JRの通学定期券を利用する学生

ガイダンスの際に在籍シールをお渡しします。在籍シールは年1回更新（有効期限は翌年3月31日）が必要となりますので、必要事項を記入し、学生証の裏面に貼付して利用してください。ただし、2025年度入学生からは毎年更新する必要はありません。

- ① 定期券の購入月数の単位は1か月・3か月・6か月と定められています。
- ② 通学区間は現住所の最寄りの駅から本学までの最短距離となっています。アルバイトのために通学定期券を購入しようとする人がいますが、通学定期券は通学の目的以外には使用できませんので注意してください。

2 名古屋市交通局（市バス・地下鉄）の通学定期券を利用する学生

交通局指定の定期券購入申込書に必要事項を記入し、学生証を提示して利用してください。

- ① 定期券の購入月数の単位は1か月・3か月・6か月と定められています。
- ② 区間の制限なく希望する経路の通学定期券の購入ができますが、他社（他の交通機関）との連絡定期券については、在籍シールが必要となり、通学目的以外には、使用できません。

3 名鉄・近鉄・JR・名古屋市交通局（市バス・地下鉄）以外の交通機関の通学定期券を利用する学生

在籍シールで通学定期券が購入可能かどうかを利用する交通機関に確認するか、各学部学務課又は教学課に相談してください。購入可能な場合は、在籍シールに必要事項を記入し、学生証の裏面に貼付して利用してください。

在籍シールで通学定期券が購入できない交通機関については、通学証明書を無料で発行しますので、通学証明書交付願を記入し、各学部学務課又は教学課に提出してください。

- ① 定期券の購入月数の単位は1か月・3か月・6か月と定められています。
- ② 通学区間は現住所の最寄りの駅から本学までの最短距離となっています。アルバイトのために通学定期券を購入しようとする人がいますが、通学定期券は通学の目的以外には使用できませんので注意してください。

別途、通学証明書の交付を希望するときは、各学部学務課又は教学課に所定の証明交付願（様式23）を提出してください。（学部ポータルサイトより「諸規程」の学生心得規程を参照してください。）

10. 学生旅客運賃割引証（学割証）の発行

学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）は、帰省、旅行等の目的のためJRを利用するときに使用できます。

1 交付要領

証明書自動発行機で手続きをし、学割証の交付を受けてください。1回の申し込み枚数は2枚以内で、年間8枚まで発行できます。※年間…4月1日～翌年3月31日

2 割引条件・割引率

割引条件……普通旅客運賃片道100kmを超える区間の利用

割引率……鉄道、航路、その他の連絡線（いずれも2割）

3 注意事項

他人名義の学割を使用しようとした場合、使用者は2倍相当額の運賃を支払うことになり、一定期間の発行が停止されます。さらに、在学する大学は学割の停止処分を受けることがありますので、絶対に不正使用をしないでください。

使用に当たっては学割証の裏面の注意事項を必ず守ってください。

11. 健康診断

健康診断は本学健康管理部の指導の下、以下のとおり検査を実施しています。（ ）内は、実施予定です。

- ① 胸部X線検査……全学生（3～7月）
- ② 心電図検査……1年生全員（4～7月）
- ③ 結核菌感染検査（T-SPOT）……1年生全員（4～7月）
- ④ 尿検査……医療科学部・保健衛生学部4年生全員（4～5月、3年生3月）
- ⑤ 血液検査……医学科1、2年生・医療検査学科1、3年生・放射線学科全学年・看護学科全学年・リハビリテーション学科全学年（4～7月）

検査の結果、異常所見が認められたときは、再検査を受けるよう本人に通知します。

12. 学園施設の使用について

「施設案内」（P51～P53）を参照してください。

2 学生活における基本的マナー

1. 学園内のマナー

- ・歩きスマホは禁止です。
- ・病院内、周辺通路においては周囲の迷惑にならないよう並列歩行や大きな声で話さないよう注意してください。
- ・キャンパス内は全面禁煙、キャンパス外でもポイ捨てなど喫煙による迷惑行為は絶対にしないでください。
- ・教室は常に整理整頓に心がけ、私物を放置しないでください。
- ・ゴミは指定場所へ確実に分別して捨ててください。
- ・食堂では割り込み、席取りをしないでください。
- ・貴重品は各自の責任において管理してください。
- ・本学の敷地、建物内では指定の名札を着用してください。
- ・身だしなみは常に清潔を保ち、医療を志す学生らしく挨拶も適切にしてください。

2. 通学時のマナー

(1) 公共交通機関を利用した通学

- ・お年寄りや身体の不自由な方に席を譲るようにしてください。
- ・出入り口付近に立ち止まらないでください。
- ・「学生がバスの中で騒がしい」といった、バス利用者からの苦情が、過去に何回もありましたので、車内での声の大きさや内容について十分に気をつけてください。

(2) 自動車、バイク、自転車を利用した通学

- ・道路交通法を遵守してください。
- ・指定の駐車場、駐輪場を利用して下さい。利用には所定の許可が必要です。
(指定場所は、キャンパス案内図 (P58～P59) 参照)
- ・安全運転に心掛けてください。(加害者、被害者にならないよう気をつけてください。)
医学医療系学生が罰金刑以上の刑を受けた場合(酒気帯び運転は罰金刑です!)国家試験に合格しても免許が交付されない、もしくは交付が一定期間停止があります。

3. 授業中のマナー

- ・遅刻は認められていません(遅刻は欠席となります)ので注意してください。
- ・授業中の入退室はしないでください。
- ・授業に関係ない飲食物などは机の上に置かないでください。
- ・授業終了後(特に帰宅前)には視聴覚教材、エアコン、室内の電源を切ってください。
- ・実習では白衣など決められた服装を守ってください。

4. 携帯電話のマナー

- ・授業中はマナーモードにしてください。
- ・病院内又は図書館内ではマナーモードにしてください。

- ・公共交通機関を利用する場合はマナーモードにして、通話はしないでください。
(医療人を目指す学生の常識です。)
- ・運転中は使用しないでください。

5. 講義室等の利用に関するマナー（講義室等の清掃）

- ・講義室等は、学生が定期的に清掃することになっています。
- ・当番に当たった学生は、自分の居室のつもりで清掃を心掛けてください。
- ・黒板は授業終了毎に当番の学生が消してください。
- ・普段からできるだけ汚さないように気をつけてください。

3 全学学生掲示板

本学園の全学生がお互いに協力しつつ活発な学生生活を過ごすための支援の一つとして、「全学学生が比較的自由に使用することのできる掲示板」との主旨で、合同校舎1階学生食堂壁面に「全学学生掲示板」を常設しています。全学的な学友会活動・クラブ活動等で大いに活用してください。この掲示板の利用方法は下記のとおりです。

- ・「全学学生掲示板」は、学生支援課で管理しています。
- ・掲示を希望する学生は、掲示物を学生支援課へ持参してください。
- ・掲示物の規格は、原則としてA3判以内にしてください。

【問い合わせ先】 場 所：学生支援課（大学5号館2階）

開室時間：平日 8：45～17：00

土・日・祝日、振替休日、藤田学園の休日（6/11、10/10、
12/29～1/3）は休みです。

電 話：0562-93-9442

4 就職支援（就職支援係）

本学では、就職や進学に関する相談・支援の窓口として学生支援課の中に就職支援係を設置しています。

就職支援係では、本学で学んだ専門知識や習得した技術を活かせるように、学生一人ひとりの個性や適性にあった就職支援ができるよう取り組んでいます。就職活動がスムーズにおこなわれるためには就職ガイダンスを実施し、また、就職の機会が少しでも多くなるように、年間を通じて企業や病院、検査・健診センターなどに訪問して求人開拓をしています。また、得た求人情報を公開するとともに適切なアドバイスを行っています。（求人情報は、学内外のパソコンや学生のスマートフォンから、いつでもどこからでも自由に閲覧できます。）

一人ひとりに寄り添い具体的なサポートを手厚くおこなうことで、学生の希望に合わせた就職を実現しています。就職活動関連の書籍貸出、履歴書の添削、面接の練習、その他の相談など、いつでも気軽にお越しください。

【問い合わせ先】

場 所：学生支援課 就職支援係（大学5号館2階）

開室時間：平日 8：45～17：00

土・日・祝日、振替休日、藤田学園の休日（6/11、10/10、12/29～1/3）は休みです。

電 話：0562-93-2514

メール：shushoku@fujita-hu.ac.jp

5 学生相談室

来室したことや相談内容に関するプライバシーは守られます。

どんな小さなことでも気軽にご相談ください。

大学生活を送るなかで困ったり悩んだりした時に、自分一人で抱え込まずに周囲に相談したり学内の窓口を活用し、その時々の問題を解決していくことはとても大切なことです。

学生相談室は、困ったとき、自信が持てないとき、不安なとき、など心の悩みを抱えた時に活用できる場所です。自分の心のことや人間関係の悩みなど、どんなことでも構いません。学業に関する悩みや将来についての疑問に向き合う場所にされる学生もいます。

青年期は心が成長する時もあり、社会生活を送る上での心のしなやかさを身につける非常に大切な時期です。人は誰でも、一時的に心のバランスが崩れ、悩みを抱えてしまい不安に陥ることがあります。そのような時は一人で悩みを抱え込まないで、周囲の助言や援助を求めることも、自分自身が成長するための大切なスキルといえます。

学生相談室では、皆さんより良い大学生活を送ることが出来るように、相談員が皆さんの悩みや相談にじっくりと耳を傾け、皆さんと一緒によりよい方向性を見つけ出せるようお手伝いをしています。一度お会いして、一緒に考えてみませんか。

- 相談時間を確保するため、できれば電話・メールで事前に予約をしてください。
予約の際には、氏名・学科・学年・希望の曜日と時間を教えてください。
- オンラインでの相談も可能ですが、実施については相談員が判断した上で行うこととします。初回の相談の際は必ず学生相談室に来室してください。担当するのは臨床心理士・公認心理師です。

【相談・予約先】

場 所：大学1号館8階814号室

電 話：0562-93-2615（学生相談室直通）

Eメール：soudan@fujita-hu.ac.jp

開室時間：平日 8：45～17：00

※土日・祝日、振替休日、藤田学園の休日（6/11、10/10、12/29～1/3）は休みです。

※メールの返信がない等、相談員と連絡がつかずお困りの場合は、学生支援課へ連絡ください。相談員の不在時、学生支援課が対応することもあります。

【問い合わせ先】

場 所：学生支援課（大学5号館2階）

電 話：0562-93-2636

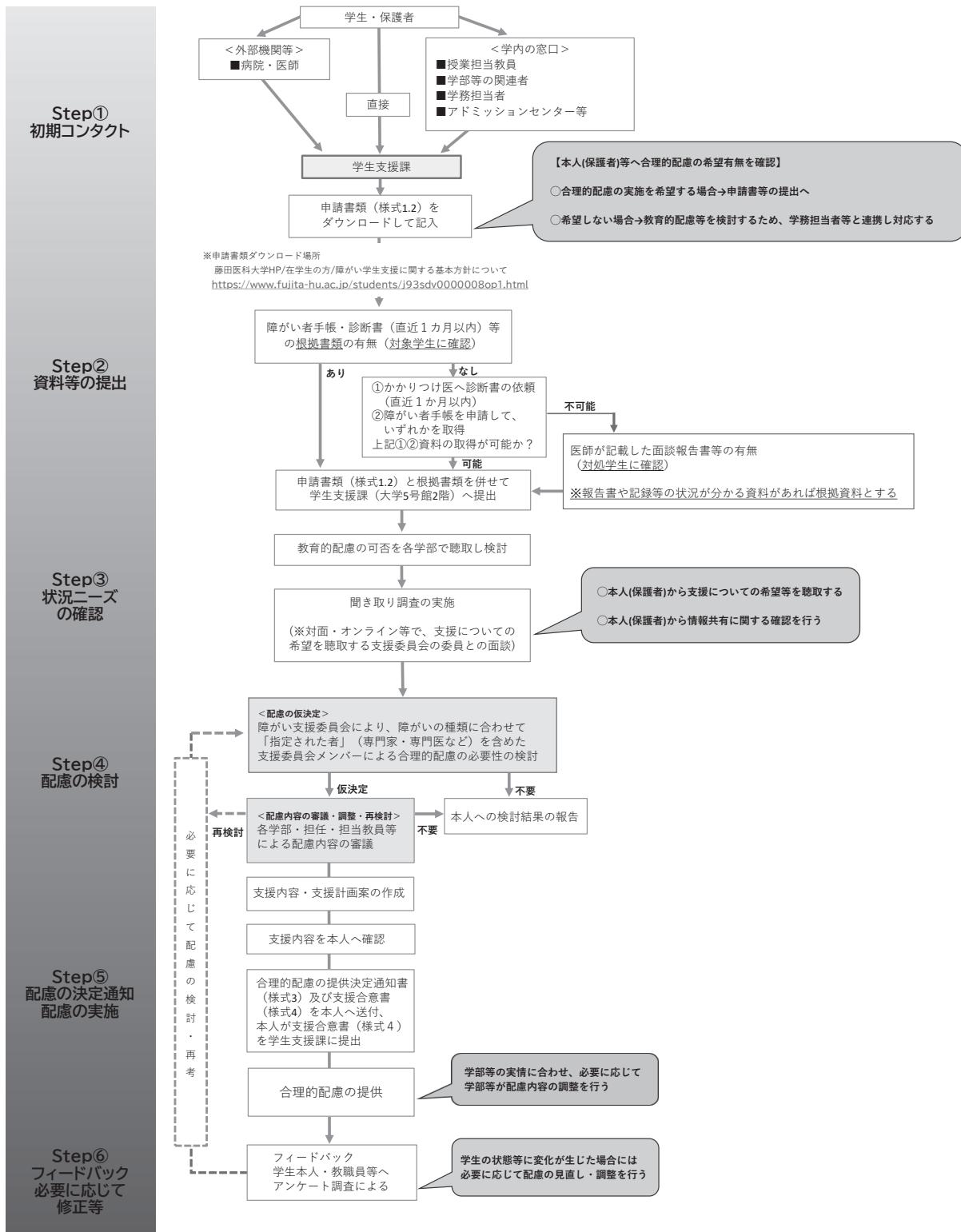
Eメール：gakuseib@fujita-hu.ac.jp

6 障がい学生への支援（合理的配慮）

藤田医科大学では、障がいのある学生の修学及び学生生活に関する相談に応じ、他の学生と平等に教育を受ける機会の提供を支援しています。本学の基本方針や具体的な申請方法については、右のQRコードから本学のHPをご確認ください。
支援を希望される在学生の方は、気軽に学生支援課までお問合せください。



◎障がい学生支援 相談から実施までの流れ



7 一時休憩室

体調不良時の一時休憩、およびかすり傷程度の処置に対応しています。
利用の際は、学生支援課又は各学部学務課員若しくは教学課員にお声がけください。
なお、診察が必要な場合や緊急の場合は、大学病院を受診してください。

【設備・備品】 ベッド2床、消毒液、絆創膏、氷嚢、体温計、血圧計、ガーゼ、包帯、爪切り、毛抜き等

【場所】 大学3号館1階 事務所内
大学8号館1階 事務所内

【利用可能時間】 平日 8:45~17:00

【問い合わせ先】 学生支援課（大学5号館2階）
電話：0562-93-2636

8 藤田学園健康管理部

〈健康管理部利用について〉

藤田学園健康管理部は学園の全学生と豊明校地の教職員の健康管理を担当しています。

看護師、事務員が常駐しており、以下の業務を行っております。

- 体調不良時の相談 ※詳細は9学生診療受診体制及び手順を参照ください
- 病気に罹患したり怪我を負った時（緊急性は無いと判断した場合）の受診の案内
- 健康診断後の保健指導および受診の案内
- 予防接種の相談と実施
- 健康相談
- 心の健康相談に関しては学生相談室と連携を取って対処していきます

【利用時間】 月曜日～金曜日 8:45～16:30

土曜日 8:45～12:00

【場所】 フジタモール3階

結核は決して過去の病気ではありません

一時おさまっていた感染症が再度増加してきたものを再興感染症と呼び、わが国でとりわけ心配されているのが結核です。以前は国民病と言われ、大きな死因となっていましたが、治療の進歩により激減しました。しかし、結核にかかる若者が増えてきているため、年1回の健康診断をきちんと受けるとともに、2週間以上咳が続くようなときには、医療機関を受診してください。

9 学生診療受診体制及び手順

1. 一般受診の場合（緊急性がない場合）

1) 藤田医科大学病院の受診を希望する学生は、通常の受診受付を行ってください。受診を希望する診療科の外来受付で、本学の学生であることを告げ、昼休みなど授業時間外の受診希望を依頼してください。

(1) 受診の手順

①外来診療受付時間 8：15～11：30

②あらかじめ、各学部学務課又は教学課で初診選定療養費の減免手続きを行ってください。

③受診の手続きの際は、マイナンバーカードもしくは健康保険証、初診選定療養費の減免書類を持参してください。紹介状がある場合は、紹介状を持参してください。

2. 時間外で受診の場合（緊急性がある場合）

1) 直ちに受診が必要と判断した場合は、時間外外来に連絡し、受診を行ってください。

(1) 時間外診療受付時間 11：30～翌8：45

(2) 時間外外来内線番号 2150もしくは9108

3. 医療措置を必要とする場合

1) 発見者は、近くの人を集めてください。

2) 発見者は最寄りの人に電話で院内救急蘇生用ホットライン（内線：9900、時間外：0562-93-9900）に蘇生要請を行うよう指示してください。

3) 必要であればBLS（気道確保、心マッサージ）、AED（自動体外式除細動器）による処置を行ってください。

AED設置場所

①	大学2号館3階廊下
②	大学2号館3階事務室
③	大学3号館（1階・3階・5階EV横）
④	大学5号館1階（正面入口横）
⑤	大学7号館1階（ダヴィンチ低侵襲手術トレーニングセンター前）
⑥	大学8号館1階EV横
⑦	大学10号館1階EV横
⑧	合同校舎6階（西側EV前）
⑨	アセンブリホール（体育館）1階（受付横）
⑩	フジタホール2000（グランドホワイエ）

10 安全運転の心得

1. 自動車

自動車通学を希望する学生には、所定の手続きをとって交通安全講習会の受講を義務付けることで学生駐車場の利用を許可しています。

平成26年5月20日より『自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律』が施行されたほか、令和元年12月1日より改正道路交通法『運転者の遵守事項』が施行され、「ながら運転」が厳罰化されました。下記（1）（2）に該当する危険な運転は絶対に行ってはいけません。所要時間や走行ルートは事前に確認し、心に余裕を持った運転を心がけてください。

（1）危険運転

- 1) アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる
- 2) 進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる
- 3) 進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる
- 4) 重大な交通の危険を生じさせる速度で運転しながら、人や車の通行を妨害する目的で走行中の自動車の直前に侵入したり、人や車に著しく接近したりする
- 5) 車の通行を妨害する目的で、重大な交通の危険を生じさせる速度で走行中の車の前方で停止したり、その車に著しく接近したりする
- 6) 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止したり、その他これに著しく接近したりすることで、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行すること）をさせる
- 7) 赤色信号だと分かっているのにそれを無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する
- 8) 通行禁止道路を進行し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する

（2）飲酒・酒気帯び運転等

- 1) 酒気を帯びているのに車両を運転する
- 2) 酒気を帯びている人へ車両を提供する
- 3) 車両を運転するおそれのある者へ酒類を提供する
- 4) 酒気を帯びている人へ自己を運送するように要求または依頼をし、その車両に同乗する

（3）運転者の遵守事項

運転する場合において、自動車が停止している時以外は、携帯電話を手で保持しながら通話をしたり、携帯電話やカーナビに表示された画像を注視したりしないこと。

※大学周辺は民家も多く、小中学生の通学路にもなっています。速度を落とす等の安全上の配慮、マナーの遵守をお願いします。

2. 自転車

自転車利用者の増加に伴い、自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さが原因となる事故も増えています。令和6年11月に「道路交通法」が改正され自転車の酒気帯び運転に対して罰則が新設されるほか、自転車運転中の「ながらスマホ」も禁止されて罰則の対象となりました。なお、上記は自転車運転者講習制度（※）の対象になります。重大事故を防ぐためルールやマナーをしっかり守って安全に利用しましょう。

※自転車の交通ルール遵守を徹底するため、自転車の運転に関し一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上反復して行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるもの（警視庁ホームページより引用）。

（1）自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

（2）車道は左側を通行

自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。

- 1) 道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。
- 2) 一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合に通行（逆行）する場合も同じです。

（3）歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道に自動車通行可の道路標識がある場合や普通自動車通行指定部分の道路標識がある場合などにおいては、自転車が歩道を通行することができます。

- 1) 自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
- 2) 歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

（4）安全ルール・マナーを守る

- 1) 飲酒運転・二人乗り・並進をしない
- 2) 夜間はライトを点灯する
- 3) 交差点での信号や一時停止標識の遵守

交差点における信号無視や一時停止標識のある場所での一時不停车は、交通違反です。

交差点では必ず信号を守り、周囲の安全を確認してから進行しましょう。

- 4) イヤホン・ヘッドフォンを装着しての運転をしない
- 5) スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転をしない
- 6) 傘さし運転をしない

※交通事故の備えも大切です。

自転車と歩行者の事故では、24歳以下の若い自転車運転者が当事者となる場合が多い状況にありますので、損害賠償責任保険等に加入しているか家庭で確認をお願いします。

11 飲酒について

1. アルコールに関する正しい知識を身に付けてください。

アルコールは脳の機能をマヒさせ、理性による抑制を減らします。酔いが進むほど、適切な判断ができにくくなりますので、普段から正しい知識を身につけ、忘れないことが大事です。

それつが回らなくなり、千鳥足になっている状態などは、大脳辺縁系までマヒが及んでいる状態を表し、吐き気や嘔吐も出現します。これ以上の飲酒は危険です。周囲の人も行き過ぎた飲酒を阻止してください。脳全体にマヒが広がると、まともに立てず、意識が混濁し、言葉も支離滅裂となります。マヒが延髄まで至ると、生死に関わる深刻な状態となり、大小便が垂れ流されたりします。急性アルコール中毒の疑いがある状態ですので、酔いつぶれた人には体の保温、窒息を防ぐため顔や体を横に向けるなど適切な介護・医療を提供するとともに、ためらわずに救急車を呼んでください。

大学生の飲酒事故の大半は、部活・サークルの新入生歓迎コンパや合宿、忘年会などの際に、イッキ飲みなどで、短時間に多量のアルコールを摂取することにより起こる急性アルコール中毒や、それにともなう嘔吐による窒息によるもので、死亡事件も発生しています。また、急性アルコール中毒の状態のものに適切な介護・医療を提供しない事も重大な飲酒事故につながります。

飲酒にからんだ事件（性犯罪、器物損壊、飲酒運転等）、トラブル（訴訟、恐喝等）もかなりの頻度で起きています。決して加害者に、そして被害者にもならないようにしてください。

アルコールに関する正しい知識を身につけるとともに、藤田医科大学学生として良識ある行動をしてください。

2. 未成年者の飲酒は法律で禁止されています。

法律で禁止されているため、未成年者はお酒を飲んではいけません。

また、アルコールによって、正しい判断がさらにしにくくなるため、未成年者が飲み方や適量もわからず無理に飲むと、急性アルコール中毒を引き起こしやすくなります。

もし、誰かに勧められても、きちんと断ることが大切です。

未成年に飲酒をさせることも法律違反です。



3. 以下のようなアルコールを強要する行為はアルコール・ハラスメントです。

- 伝統やしきたりでイッキ飲みさせる。
- ゲームの一環としてお酒を飲ませる。
- 場を盛り上げるために、飲酒を強要する。
- 体質的に飲めない人、未成年者にも飲酒させる。
- 酔い潰すことを目的としている。

4. 未成年飲酒、飲酒事故は懲戒処分の対象として審議されます。また、部活動等による飲酒事故、未成年飲酒、アルコール・ハラスメントがあった場合には、活動停止等の処分の対象となります。

(注) 2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

12 喫煙禁止・受動喫煙防止

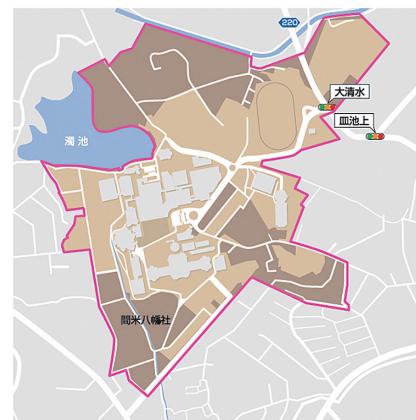
— キャンパス内全面禁煙について —

藤田医科大学は、将来医療の担い手となる皆さんのが大学生時代に生涯の健康を守るために習慣を身に付けるようにするとともに、広く人の健康を守る人材となるよう教育することを使命としています。

また、健康増進法という法律や、日本医療機能評価機構の第三者による査定から、現在どの医療施設でも全面禁煙となっており、医療従事者が医療現場での喫煙に関する個人の自由は許されなくなっています。

本学では、【学園敷地内全面禁煙】を実施しており、また、【学園敷地周辺での喫煙も禁止】しております。敷地内での喫煙および、敷地外での喫煙による迷惑行為が生じた場合には、厳正に処罰いたします。

もし、まだ喫煙をしているようなら、喫煙学生である諸君の禁煙活動を支援する目的で、健康管理部（キャンパス案内図⑪）（P58～P59）の禁煙支援を受けることを勧めます。



(参考) 健康増進法 第25条の規定の制定の趣旨



法第25条の規定において『学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない』こととした。また、本条において受動喫煙とは『室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること』と定義した。

受動喫煙による健康への影響については、科学的に明らかとなっている。

本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしたものである。

たばこを吸わない人が知らず知らずのうちにたばこの煙を吸っていることを受動喫煙といいます。

喫煙者が直接吸う煙（主流煙）よりも周囲に広がる煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでいます。喫煙は本人だけでなく、周囲の人々もたばこの煙によって害を被ります。

注）2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられま

したが、喫煙に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

必要なのは吸わない人への配慮

喫煙者は肺がんのリスクが約4～5倍に高まりますが、吸わない人も肺がんのリスクが高まります。喫煙は周囲の人にまで、害を及ぼし、吸わない人にとって煙（副流煙）は非常に迷惑です。吸わない努力が必要でしょう。



受動喫煙防止対策のキャラクター
(けむいモン)

13 薬物乱用防止に関する注意

1. 薬物乱用について

薬物乱用は、薬物を乱用した本人だけの問題ではなく、家族を含めた多くの人々の人生を不幸にします。

特に、医療系総合大学である本学の学生には、良識ある行動を切望します。

以下に内閣府よりの薬物乱用に関する啓発資料を示します。

(1) 薬物の乱用とは

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、MDMA、MDA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、その他麻薬（LSD、マジックマッシュルーム、ケタミン）、シンナー、薬事法に規定する指定薬物等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。

(2) 薬物を乱用すると

薬物乱用の恐ろしさは、何回も繰り返して使用したくなる「依存性」を持つてしまうことです。また、繰り返し使用しているうちに「耐性」を持つてしまうことです。そのような状態になると、自分の意思では薬物の使用をコントロールできなくなってしまい、身体と精神が蝕まれてしまうのです。

- ・1回の使用でも脳出血、心不全などの死に至ることがあります。
- ・大脑の神経細胞が侵され、脳の機能に異常をきたし、幻覚、妄想、錯乱などの精神障害が生じます。
- ・薬物をやめた後でも、ストレス、飲酒などがきっかけで精神障害が再び起きることがあります。薬物による害は一生続きます。
- ・視神経の異常や眼底出血を引き起こし、視力低下や失明を招きます。
- ・肺、胃、肝臓、腎臓などの各器官に深刻な悪影響を及ぼします。
- ・精神的、身体的に薬物に依存し、薬漬けの毎日となります。
- ・懲役刑を科されるなど、法律で厳しく罰せられます。

(3) 薬物依存症

薬物依存症は国際的に認められている精神障害のひとつです。覚醒剤・シンナー・大麻などの依存性のある薬物を使い続けているうちに心身に異変が生じ、薬物を使いたいという気持ち（渴望）が強くなりすぎて、自分がコントロールできなくなり、薬物を使い続けてしまう障害です。

2. 危険ドラッグ等

危険ドラッグ等、新たな乱用薬物が蔓延しています！

最近は、「合法ハーブ」「アロマ」「お香」などと称して販売される薬物が闇・地下ルート、インターネットで販売され手軽に購入できます。使用した人が嘔吐、けいれん、呼吸困難、意識障害等の健康被害を起こすなど、死亡するケースも発生しています。これらの薬物は、「合法」

「脱法」等と称して販売されていますが、規制薬物以上の依存性・毒性を有する成分を含んでいるものもあり、大変危険なものです。使用したことによる事故や事件も発生しています。また、これらの薬物の乱用は、覚醒剤や大麻などの乱用へつながる可能性が高いことが懸念されています。

危険ドラッグの中には、実際は麻薬等の規制薬物が含まれているものもあります。合法、脱法などと称して販売されているからといって「違法ではない」「危険ではない」ということは決してありません。販売側の作り上げる誤ったイメージに騙されないようにしましょう。

14 キャンパス・ハラスメントの防止・対策



学生部長
石原 慎

藤田学園は、医療系総合大学として本学に集う学生が、お互いに相手の立場を尊重し、健全で快適な学生生活環境及び教育・研究活動の中で修学に励む事ができるように最大限の努力を続けていきます。

キャンパス・ハラスメントは、相手方の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手方に不快感や不利益を与え、人権を侵害し、教育研究・学修環境を悪化させることをいいます。

キャンパス・ハラスメントとして、次の4つがあげられます。

1. セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動あるいは不快な行為・脅迫・嫌がらせなどによって相手方に不快感や不利益を与え、修学・就労や、教育・研究・課外活動の環境を損なうことを指します。

2. アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の場面において発生する問題で、指導を受ける者の修学・研究や職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

3. パワー・ハラスメント

職務上の地位や優位な立場などを背景に、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

例えばアルコールの強要（アルコール・ハラスメント）もこれにあたります。

4. モラル・ハラスメント

言葉や態度などいわゆる「見えない暴力」によって支配下に置いたり、精神的に追い詰めたりする行為を指します。

これらは、単独ではなく、数種のハラスメントが複合して、発生することもあります。

なかでも、セクシュアル・ハラスメントは、学園内に所属する学生同士や学生・教員間などの人間関係を背景として、人権を無視・侵害し、相手の望まない性的言動、あるいは不快な行為・脅迫・嫌がらせなどにより修学上の不利益や身体的・心理的な傷害を与える行為です。将来、医療の現場で活躍する人材を教育する機関として、また本大学病院の理念である「我ら、弱き人々への無限の同情心もて、片時も自己に驕ることなく医を行わん」の理想に反する容認できない行為です。

あらゆるハラスメントを根絶し、明るく楽しい学生生活が送れるような環境を一緒に作り上げていきましょう。

藤田学園では、キャンパス・ハラスメントのない教育環境を整備するため、2017（平成29）年2月1日にキャンパス・ハラスメント規程・細則及びガイドラインの改定を行いました。キャンパス・ハラスメントに対する基本姿勢、予防・防止対策及び発生した場合の対応手順を定めています。

藤田学園でのハラスメント防止・対策への基本姿勢（キャンパス・ハラスメントやパワー・ハラスメントを例に）

“藤田学園はキャンパス・ハラスメントを許しません！”

本学で教育を受ける立場の皆さん（学部生、大学院生、留学生、研究生、科目等履修生、聴講生等）を対象に、藤田学園キャンパス・ハラスメントの防止・対策等の内容を以下に分かりやすく記載しました。

- ・本学では、学生の皆さんが、キャンパス・ハラスメントのない、快適で、充実した教育環境で、学生生活を送れるよう努めます。
- ・本学では、キャンパス・ハラスメントが生じないよう、また生じた場合、迅速に秘密厳守で問題解決に努めます。
- ・本学では、キャンパス・ハラスメント防止対策の周知徹底を全教職員に図り、啓発に努めます。

※セクシュアル・ハラスメントの申し立て事例から

『言 葉』

言葉による申し立て

例えば…

- ・コンパなどの飲み会で「異性経験は？」「彼氏（彼女）はいるの？」などプライベートな質問をされ不愉快であった。
- ・交際を断った先輩に「あいつは異性にだらしない」などの噂を流された。
- ・研究室で性の話題が多く不愉快であるが、評価に反映するかと思うと話をあわせなければならず、研究室に行くのが苦痛である。
- ・担当教職員から、性的要求を拒否した学生に対して単位を与えないと脅された。

『行 為』

身体接触、迷惑行為、迷惑電話等による申し立て

例えば…

- ・実習先の病院で実習指導者が不必要に接触してくるが、今後の指導・評価への影響も考えると「いや！」と言えず悩んでいる。
- ・コンパなどの飲み会への参加を強要し、お酌をさせたり隣に座らせたり、無理やりデュエットを求める。
- ・交際を断った先輩が毎晩後をつけたり、携帯電話に執ように電話やメールをしたりする。

『 目 』

視覚的なものによる申し立て

例えば…

- ・身体の上から下までじろじろなめ回すように見られ、屈辱的であった。
- ・研究室・教室で性的描写の写真集・雑誌や画像をわざと見せられ、見ていて不快であった。

※パワー・ハラスメントの申し立て事例から

『言 葉』

言葉による申し立て

例えば…

- ・「肩にフケがベターと付いている。お前病気と違うか」と言われ不快であった。
- ・「存在が目障りだ、居るだけでみんな迷惑している。お願ひだから消えてくれ。」と言われ不快であった。

『行 為』

迷惑行為、身体接触等による申し立て

例えば…

- ・飲酒を強要された。
- ・試験前など部活動に参加を強要された。
- ・退部を申し出たら、先輩全員の許可を取りと言われ強要された。
- ・先輩に殴られたり、プロレス技を掛けられたりした。

※ハラスメントにあつたら

- ・ハラスメントは多くの場合「No！」と言えない状況で起こりますので、不快な気持や屈辱感を相手に言えなかったり、逃げられなかったりしても、自分を責める必要はありません。一人で悩んだり我慢したりせずに、相談窓口員や周りの人に相談しましょう。
- ・繰り返される場合、記録（メモ・録音）をとっておきましょう。見ている人がいたら、その人にも確認をお願いしてください。

※ハラスメントを見かけたら

- ・周りでハラスメントを目撃したら、黙って見過ごさないで加害者に注意をし、被害者を助けてあげましょう。
- ・被害者の相談にのって精神的に支えてあげ、決して被害者を責めないで下さい。要請があれば証人になってあげましょう。
- ・相談窓口は目撃したあなたの相談・情報も受け付けます。

※ハラスメントの加害者にならないために

- ・あなたの意図にかかわらず、相手が「不快である」、あるいは「嫌がらせ」と感じた場合、それがハラスメントです。多くの場合、相手が拒否の意思表示が出来ない立場にあり、同意や合意と勘違いしないで下さい。
- ・加害者になってしまったのではないか、したつもりはないのに、と思ったら悩まず相談窓口員に相談しましょう。

※その他の学生間トラブル等について

- ・同級生等の一定の人間関係にある者が行う、相手に心身の苦痛を与える心理的または物理的行為（インターネットを通じて行われるものも含む）は絶対に許されません。
- ・本学は、対象となった学生、あるいはその恐れがある学生を徹底して守ります。
- ・本学の全教職員がその理解を共有し一致協力して臨みます。

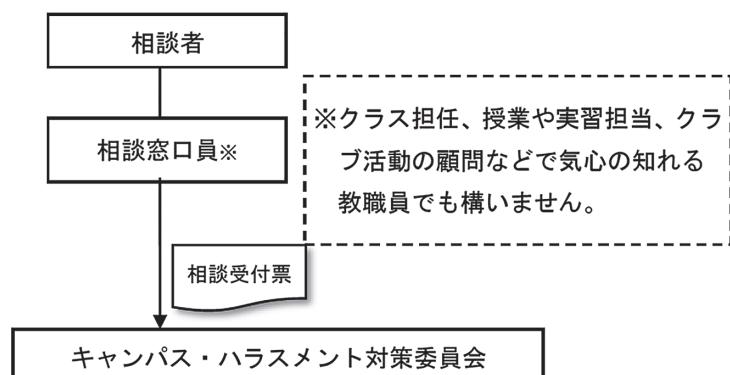
ハラスメント被害から解決までの道のり

学園への相談・訴えに対するプロセス（キャンパス・ハラスメントの場合を例に）

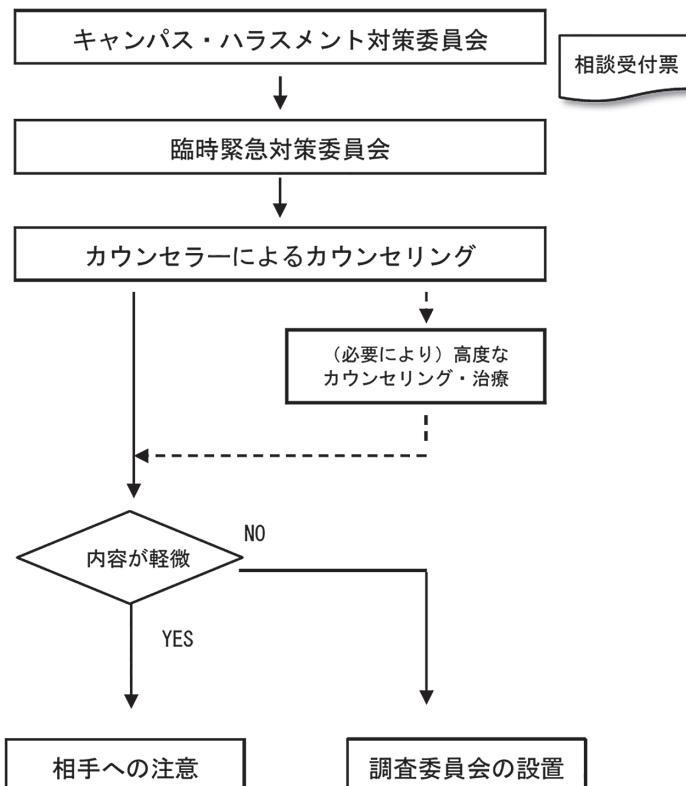
本学のキャンパス・ハラスメント相談窓口及び対策委員会では、あなたのプライバシーを高く守りつつ、問題の解決に努めます。

ハラスメント被害から解決までの道のり

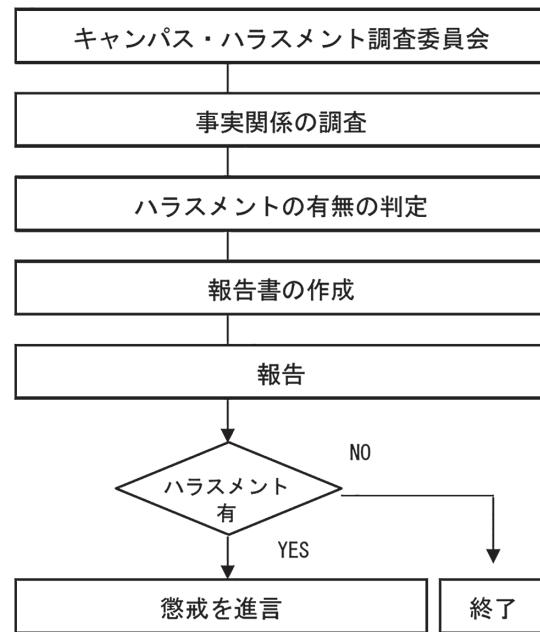
1. 学園に連絡するプロセス



2. 対策委員会による初期対応のプロセス



3. 調査委員会による調査のプロセス



藤田学園キャンパス・ハラスメント相談窓口員

2025年4月

氏名	所属	電話	メールアドレス	場所
小 谷 侑	医学部 生理学I	0562-93-2463 ／2587 (研究室)	yukodani@fujita-hu.ac.jp	大学1号館4階
佐々木 ひと美	医学部 腎泌尿器外科学	0562-93-2496 (専用)	sasakih@fujita-hu.ac.jp	病院C棟12階1225
若 月 徹	医学部 健康科学	0562-93-2631 (専用)	wakatuki@fujita-hu.ac.jp	大学2号館8階807
守 口 匡 子	医学部 解剖生理学	0562-93-9800 (専用)	khigo@fujita-hu.ac.jp	大学2号館7階704
藤 江 里衣子	医学部 医療コミュニケーション	0562-93-9081 (専用)	rieko.fujie@fujita-hu.ac.jp	大学2号館10階1005
牛 田 かおり	医学部 病理学	0562-93-2442 (研究室)	kaori.ushida@fujita-hu.ac.jp	大学1号館5階
内 藤 裕 子	医療科学部 研究推進ユニット 免疫医科学分野	0562-93-2518 (専用)	yuko.naito@fujita-hu.ac.jp	大学10号館101
堀 内 ちとせ	医療科学部 基礎教育	0562-93-2677 (専用)	chitose@fujita-hu.ac.jp	大学9号館4階410
川 上 友 美	保健衛生学部 看護学科	0562-93-2598 (共用)	kawakami@fujita-hu.ac.jp	大学3号館6階605
前 田 晃 子	保健衛生学部 リハビリテーション学科	0562-93-9065 (共用)	akko629@fujita-hu.ac.jp	大学8号館1階106
西 部 曜 美	大学事務局 学事部 学生支援課	0562-93-2663 (専用)	arun@fujita-hu.ac.jp	大学5号館2階
長 崎 圭 児	大学事務局 学事部 学生支援課	0562-93-2636 (共用)	keiji.nagasaki@fujita-hu.ac.jp	大学5号館2階

※学部にこだわらず、相談窓口員のどなたに相談していただいても構いません。

※相談窓口員はいずれの方々も本務がありますので、相談・面談に行く場合は前もって連絡したほうがよいでしょう。

※手紙で郵送する場合の住所（藤田医科大学各学部の宛先）：〒470-1192豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98

【問い合わせ先】 学生支援課 大学5号館2階

電話 0562-93-9442

Eメール gakuseib@fujita-hu.ac.jp

学内、友達等に相談しづらい場合は、下記の学外無料相談窓口もあります。

愛知県女性相談センター	0 5 2 - 9 6 2 - 2 5 2 7
イーブルなごや	0 5 2 - 3 2 1 - 2 7 6 0
女性の人権ホットライン	0 5 7 0 - 0 7 0 - 8 1 0
愛知県警察本部性犯罪110番	0 1 2 0 - 6 7 - 7 8 3 0
愛知県弁護士会	0 5 2 - 5 7 1 - 3 1 1 0

15 藤田医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン（学生向け）

1. 目的

X (旧Twitter)、Instagram、LINEなどのソーシャルメディアは、主要なコミュニケーション手段として広く普及し、誰もが容易に投稿、利用できる一方で、不適切な情報や軽率な記述・発言・リポストが、予期せぬ問題を引き起こし、社会に重大な影響を及ぼす危険性があります。また、法令違反に該当する場合には刑事罰の対象となり得るほか、民事訴訟に発展する可能性もあります。

本学は、学生が個人の責任に基づくコミュニケーション活動を尊重する一方で、ソーシャルメディアの特性を認識し、安全かつ適切に利用・活用するため、自らの責任であることを理解した上で「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に沿って運用を行います。なお、本ガイドラインは、学業利用（病院実習や臨地実習も含む）および私的利用のいずれにおいても適用されます。

2. ソーシャルメディアの定義

本ガイドラインにおけるソーシャルメディアとは、ブログ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画共有サイトなど、利用者がインターネットやウェブを活用し、特定または不特定多数のユーザーに対して情報を発信することが可能なメディアを指します。

3. ソーシャルメディアの利用にあたっての基本原則

（1）責任ある情報発信

医療従事者を目指す者として社会的責任を伴う立場にあることを自覚し、ソーシャルメディアを利用する際には正確で信頼性の高い情報を発信およびシェア（リポスト含む）することを心がける。

閲覧者を限定した投稿・配信、自動削除される投稿であっても、閲覧者によって投稿内容が保存・拡散される可能性があることを理解する。

（2）守秘義務の遵守

第三者の個人情報、授業や研究で知り得た守秘義務を要する情報、未公開の機密性の高い情報、患者の診療情報などは厳重に守らなければならない。学内で学んだ事例や実習中の体験についても、情報の公開は行わない。

（3）誤解を生まない表現の使用

不適切または曖昧な表現は、誤解や混乱を招く可能性があるため避ける。

（4）法令および規範の遵守

著作権、個人情報保護法、その他の関連法令や学内規定を遵守する。違反行為があれば刑事罰や民事訴訟の対象となる可能性を理解する。

（5）大学および医療界の信頼の維持

投稿内容が大学や医療界の信用を損なうことがないよう十分注意する。不用意な投稿が将来のキャリアや大学全体の評価に影響を及ぼす可能性を理解する。

（6）プライバシーの保護

自分や他者のプライバシーを侵害しないよう注意する。投稿内容が広く拡散し、第三者による保存や転載によって、完全に削除することができない可能性を常に意識し、個人的な情報の公開は慎重に行う。

(7) トラブルへの備え

誹謗中傷や不適切なコメントに対して冷静に対処し、必要に応じて大学に相談する。自らも不適切な発言を行わないよう注意する。

(8) 学びと成長のための利用

ソーシャルメディアを有効に活用し、学術的情報や医療知識の共有を通じて学びを深める。また、他者との意見交換を通じて成長の機会とする。

(9) 個人の責任

ソーシャルメディアで発信する内容は、すべて個人の責任で行うものであることを認識する。他者に責任を転嫁しない。

(10) 問題発生時の対応

問題発生時は速やかに大学に報告し、適切に対応すること。

4. ソーシャルメディア利用における禁止事項

(1) 守秘義務違反

学内で学んだ事例や実習中の体験については公開を行わない。特に、特定の個人が識別可能な情報の公開は厳禁である。

(2) 誹謗中傷や差別的、他者への嫌がらせなど相互尊重を欠く表現や行為

個人や団体に対して誹謗中傷、差別的または攻撃的な表現を使用する相互尊重を欠く行為は禁止する。他者の名誉やプライバシーの侵害、侮辱、陰口、噂の流布、精神的苦痛や不快感を与える内容、ストーカー行為に該当する投稿も同様に禁止する。また、いじめに発展する書き込み、それを助長する投稿も禁止する。

(3) 不正確な医療情報の発信

誤った医療情報や根拠のない知識を発信する行為は禁止する。特に、学生としての立場で専門家であるかのように誤解を与える投稿は厳禁である。

(4) 著作権・肖像権の侵害

無断で他者の著作物（講義資料や教科書、WEBページなどの文章、画像、動画）や肖像を使用・共有する行為は禁止する。適切な引用を理解し、許諾のないコンテンツの利用は禁止する。

(5) 営利目的の利用

学外の営利活動や商業広告を目的とした投稿、またはそのような活動への関与を示す投稿は禁止する。

(6) 大学や医療機関の信用失墜行為

大学、医療機関、または医療従事者の信用を損なうような発言や投稿は禁止する。批判的または不適切な内容で大学の名を出す行為も同様に禁止する。

(7) 不適切な自己開示

自らの個人情報やプライベートな情報を過度に公開する行為を禁止する。特に、犯罪や悪用のリスクがある情報の公開は厳禁である。

(8) 学内規定違反

大学の規定やルールに反する内容の投稿は禁止する。特に、学内での授業や臨地実習における撮影・録音・録画データの許可なき公開は厳禁である。

(9) 第三者になりますます行為

他人や団体になりすまし、虚偽の情報を発信する行為は禁止する。また、自身の立場や資格を誤解させるような投稿も同様に禁止する。

(10) 暴力的・わいせつな表現

暴力的、扇動的、またはわいせつな内容を含む投稿は禁止する。不適切な動画や画像の共有も同様に禁止する。

(11) 差別的な議論

人種、思想、信条、宗教、政治、社会的に敏感な話題などについて、差別する発言、又は差別を助長させる言動は禁止する。同様に、感情的または挑発的な表現を用いる行為も同様に禁止する。

(12) 虚偽の情報拡散

意図的または無意識に虚偽の情報を発信し、混乱や誤解を招く行為は禁止する。

(13) 不正アクセス・違法行為の助長

不正アクセスや違法行為を助長するような情報発信は禁止する。

(14) 学外者への情報漏洩

学内での会議や授業内容、試験に関する情報を学外者に公開する行為は禁止する。

(15) 不適切な友人関係の形成

患者や実習先の職員との不適切な接触や個人的な連絡先の交換について、ソーシャルメディアを通じて行う行為は禁止する。

5. 本学の一員としての自覚

ソーシャルメディアを利用する際には、本学の一員としての適切な倫理観のもと、自覚と責任を持った情報発信を徹底してください。インターネット上に公開された情報は完全に削除することが困難であることを理解し、自己および他者のプライバシー保護に十分配慮してください。本学の学生がソーシャルメディア上に投稿およびシェア（リポスト含む）した内容について、法令違反、人権侵害、守秘義務違反の疑いが生じた場合、または本学の名誉を著しく損なうと判断された場合には、厳しく処分します。

16 ブラックバイトについて

ブラックバイトとは、学生が学生らしい生活を送れなくしてしまう違法性のあるアルバイトのことを言います。

本学の学生の皆さんは、アルバイトをしていて、次のような経験はありませんか？

- 勉強や部活に集中したいのに辞めさせてくれない
- 試験期間中でもシフトを決められて休ませてもらえない
- 時給や勤務条件が最初の話と違う
- 思い当たる理由もなく勝手にクビにされた
- アルバイト先でパワハラやセクハラがある

これらは「ブラックバイト」として法律に抵触する典型的な事例です。これ以外にも、学生の労働法規に関する知識の無さや立場の弱さにつけ込んで、残業代の不払いや割増賃金不払い、

休憩時間を与えない、ミスをしたら不合理な罰金を請求されたなどの事例が挙げられます。

本来、学生生活を支えるためのアルバイトのはずが、雇用主側の勝手な都合によって、逆に学生生活自体を脅かすようなアルバイトの増加が社会問題となっています。皆さんが学生であることを尊重しない悪質なアルバイトに対して、皆さんは黙っている必要はありません。

1. アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント！（厚生労働省のHPより）

- (1) アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- (2) バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- (3) アルバイトでも、残業手当があります
- (4) アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- (5) アルバイトでも、仕事中だけがは労災保険が使えます
- (6) アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- (7) 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を！



アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター
〈たしかめたん〉

〈厚生労働省ホームページ〉

「確かめよう 労働条件」QRコード

あなたの労働条件を専用サイトでたしかめましょう！



〈労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）〉

平日夜間・土日・祝日に、無料で労働条件に関する電話相談が受けられます。

【フリーダイヤル】 0120-811-610（はい！ろうどう）

平日：17時～22時、土・日・祝：9時～21時

※年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

2. ブラックバイトの被害に遭うなどの疑いを感じたときは悩まずに直ぐに相談を！

〈学内相談窓口〉 学生支援課（大学5号館2階）

TEL 0562-93-2636 E-mail gakuseib@fujita-hu.ac.jp

〈学外相談窓口〉 NPO法人ブラックバイトユニオン（相談料無料・秘密厳守）

- 電話相談受付

受付時間 13時～17時（毎週日曜日） TEL 03-6804-7245

※現在相談が増えており、面談での相談対応や会社との交渉等のため、
電話に出られないことがあります。メール相談をご利用ください。

- メール相談受付（電話に出られないときはメールを利用）

メールフォーム <http://blackarbeit-union.com/contact/mailform/>
E-mail info@blackarbeit-union.com

- 所在地 〒155-0031 東京都世田谷区北沢4-17-15

ローゼンハイム下北沢201号室

※ブラックバイトユニオンは、学生アルバイトの労働問題の広がりを受け、NPO法人POSSEの学生の相談スタッフ有志により2014年8月に結成された団体です。

17 海外渡航に際しての注意

1. 海外で出会えるのは美しい風景と優しい人々だけとは限りません。テロや犯罪による事件・事故、地震・津波等の自然災害、そして感染症や過労等による病気などの危険もあなたを待ちかまえているのです。特に海外旅行のシーズンには、日本人旅行者を狙った犯罪も多く発生する傾向がありますので、注意が必要です。なお、特に、最近アジアを中心に「いからさま賭博」の被害、また、欧州を含む広い地域で「スリ・置き引き」「薬物」に関わる犯罪被害の報告が増加しています。
2. 旅に出ると、日頃の生活からの解放感もあって、ついつい油断が生じがちです。こうした心のスキが、海外では、取り返しのつかない結果を招きかねません。せっかくの楽しい旅行ですから、出発前には海外安全ホームページや目的地の日本大使館や総領事館のホームページ等から渡航先の情報をしっかりと収集し、万一に備え、自分の安全を護るために必要な知識を身に付けておきましょう。そして、旅先では決して油断せず、常に「自分の身は自分で護る」との意識を持って、安全で楽しい旅行を心がけてください。
3. また、海外で大きな災害や事件が発生し、国内で報道されますと、御家族や友人は、巻き込まれているのではと心配します。このため、出発前には必ず、LINEなどのSNS以外にも自分の携帯電話や旅行日程と宿泊先等の連絡先を御家族や留守宅に残すとともに、旅先からも定期的に連絡するように心がけてください。特に、旅行会社の企画旅行等を利用しない個人旅行の方々はなおさらのこと、御家族や留守宅との定期連絡を絶やさないでください。
4. 海外渡航を検討されている方は感染症危険情報等で最新情報を確認し、滞在中は外出時にはなるべく人混みは避ける、手洗いうがいを積極的に行うなど感染防止に努めてください。感染が疑われた場合には速やかに滞在国のルールに従い医療機関で受診してください。
安全対策の「知識」と「意識」をしっかり持って、海外旅行を楽しんでください。

〈安全な海外旅行のための心得 6 箇条〉

(1) 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること。

当然のことですが、旅行先では、その国の法律に従って行動しなければなりません。ある行為が日本では比較的軽い犯罪と見なされいても、国によっては想像もできないほど重い犯罪に該当することもあります。各国の法律は、その国にある宗教や文化等と密接に繋がっているものです。旅行中は、旅行先国の法律を守り、風俗や習慣に配慮した行動を常にとるよう心がけましょう。

(2) 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること。

一見、安全と思われる国・地域でも特定の場所や時間帯によっては、危険な場合があります。事前に渡航先の犯罪が多発する場所をチェックし、そうした場所には近づかないことが大切です。また、不案内な外国では、夜間の外出には様々なトラブルがつきものです。特に少人数での夜間の自由行動は、場所を問わず控えることをおすすめします。

(3) 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと。

一般に、日本人観光客はお金持ちで不用心という印象を持たれています。路上や観光スポットで日本人をターゲットにしたスリや置き引きも各地で多発しています。犯罪者に目を付けられないためには、旅行者らしい身なりは避けること、万が一、犯罪に遭遇しても、最小限の被害ですむよう外出時には多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしましょう。

(4) 見知らぬ人を安易に信用しないこと。

日本人は外国人から詐欺の格好のターゲットとされています。特に個人で旅行をする若年者が、旅先での旺盛な好奇心から見知らぬ人の誘いに安易に乗って、自宅に誘われたり、飲食物をすすめられたりして、「いかさま賭博詐欺」や「睡眠薬強盗」の被害に遭った例は少なくはありません。見知らぬ人から親しげに声をかけられても、安易に信用することは禁物です。

(5) 薬物には絶対に手を出さないこと。

特に薬物犯罪については、近年、多くの国が取締りを強化しています。死刑を含めた厳罰でのぞむ国も珍しくありません。実際、旅行中に軽い気持ちで薬物に手を出した人、また、知人からの依頼を断りきれず「運び屋」を請け負った人、こうした方々の中には、その後の人生を台無しにするほど重い刑罰を科せられた例もあります。自らの安全のためにも、薬物に手を出すことは絶対にやめましょう。

(6) 感染症のリスクを正しく理解し、感染しないよう注意すること。

海外では、さまざまな原因で感染症にかかるリスクが存在します。水や飲食物などを通じて体内に侵入する感染症から、節足動物や動物に噛まれることで感染するものまで、その範囲は広範です。感染症のリスクを正しく理解することで、感染を予防したり、早期診断と早期治療によって重症化を防ぐことができます。したがって、渡航先で感染のリスクがある感染症を事前に把握し、現地では感染しないように心がけることが重要です。

厚生労働省検疫所のウェブサイト（FORTH）では、気を付けたい病気、予防接種、持っておきたい薬に関する情報を確認できます。

出国前には、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。留学先国・地域の治安状況がタイムリーに把握できるだけでなく、有事の際、「たびレジ」の登録情報に基づき、外務省からの安否確認や救助支援が行われます。

その他備えておくと良いこと

- 海外旅行保険の加入
- 大使館等の現地での緊急連絡先
- パスポート、ビザのコピーを持っていくこと

学校行事・課外活動・私用問わず国外に出る場合、渡航届を学生支援課に提出してください。

18 保険・学生専用総合補償プラン

1. 補償内容／保険金額（2025年度予定）

（1）傷害事故補償（学校管理下のみの補償）〈補償地域：国内、国外〉

学生が学校管理下にある間に、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます）によって、その身体に被った傷害に対して、下記の保険金を支払います。

※「学校管理下」とは、**授業中、在校中、部活動中、登下校中、学校に届け出た課外活動中、学校行事（入学式、オリエンテーション、卒業式等、教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事）**をいいます。

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	150.6万円	事故の日から180日以内にケガがもとで死亡された場合や後遺障害が生じた場合。
傷害後遺障害保険金	6.0～150.6万円	
傷害入院保険金日額	2,261円	事故日より180日以内にケガがもとで入院された場合。
傷害通院保険金日額	1,504円	事故日より180日以内にケガがもとで通院された場合。
傷害手術保険金	1) 入院中の手術………入院保険金日額×10倍 2) 入院中以外の手術………入院保険金日額×5倍	

※通院保険金の支払日数限度は90日、入院保険金は180日となっています。

（2）賠償責任補償〈補償地域：国内、国外〉〈示談交渉サービス：国内事故あり、国外事故なし〉

学生の日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりしたことに対して、法律上の賠償責任を負われた場合に保険金を支払います。

〈支払限度額：1事故につき対人・対物1億円〉

※「日常生活」は社会人学生の職務中は含みません。

（3）実習時の事故対応費用補償〈補償地域：国内〉

1) (3) に定める事故対応費用は次のいずれかに該当する費用をいいます。

①学生が臨床実習中に、急激かつ偶然な外来の事故に遭い、その直接の結果によって疾病に至る恐れがある場合に、“**予防措置**”を行うことにより発生する費用

②学生が臨床実習中に事故に遭い、その直接の結果によって疾病に至った場合に、“**治療**”を行うことにより発生する費用

2) 1) ①②に定める費用は、予防措置および治療に要する実費のみとし、かつ公的健康保険の自己負担部分に限ることとします。

(3) に定める事故対応費用の支払限度額は、1名（学生）につき25万円を限度とします。

2. 事故が起きた時の手続き

この保険で対象となる事故が生じた場合には、直ちに「事故の日時」、「場所」、「状況」、「傷害の程度」を学生支援課に報告し、所定の書類「事故報告書」を事故の日から30日以内に提出してください。

提出者には保険会社への保険金請求手続きを説明します。

19 出校制限

藤田医科大学出校制限を必要とされる疾患への対応

1. 出校制限を必要とされる疾患（学校保健安全法施行規則で指定されている伝染病）

A. 第1種感染症（改正感染症法の一類感染症および結核を除く二類感染症）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSウイルス）、特定鳥インフルエンザ、指定感染症および新感染症

- 治癒するまで出校停止となります。

B. 第2種感染症（飛沫感染する伝染病で学校において流行を広げる可能性が高いもの）

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、新型コロナウイルス、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、百日咳、咽頭結膜熱

飛沫感染をするため、学校において流行する可能性が高い感染症である。出席停止の基準は、感染性が認められなくなるまでという基準であり、疾患によって異なります。これらの基準は疾患が治癒したとは同義ではありません。

疾患名	出校制限
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日間経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
麻疹	解熱後3日間経過するまで
風疹	発疹の消失まで
流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
咽頭結膜炎	主要症状消退後2日を経過するまで

C. 第3種感染症（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの、改正感染症法の三類感染症を含む）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染病

- 医師によって伝染の恐れがないと認められるまで。

2. Aの疾患に罹患した学生は、出校をせず適切な指定医療機関の指示に従ってください。その後、連絡のとれる家族又は関係者が、各学部学務課又は教学課に電話で連絡してください。罹患した学生は治癒するまで出校停止とします。

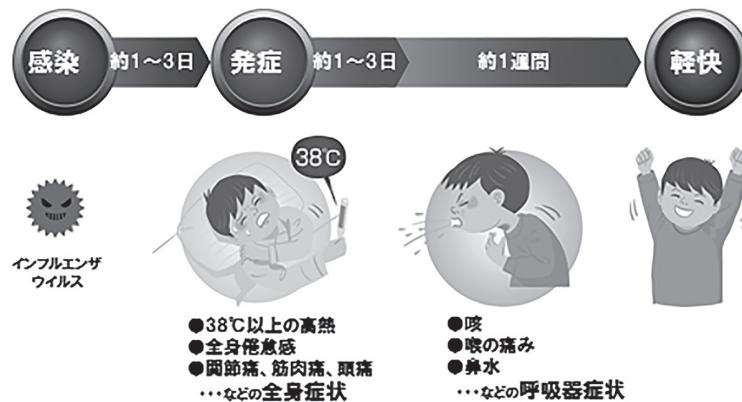
3. B及びCの疾患に罹患した学生は、出校をせず、各学部学務課又は教学課に電話で連絡し、最寄りの医療機関で治療を受けてください。その医療機関で出校を許可された後、出校してください。なお、必要に応じて学長が出校停止を指示する場合があります。
4. これらの疾患に罹患した学生は、後日、診断書と特別欠席願を各学部学務課又は教学課に提出してください。特別欠席届が受理されれば、欠席扱いとはなりません。
5. これらの疾患で急速に広まる場合、学部長が学長及び理事長に報告し、理事長の判断により、学校閉鎖とすることがあります。
6. これらの疾患で出校を制限された学生の授業や実習については、後日、補習などで可能な限り補填されます。ただし、期間の妥当性などに関しては委員会で協議することができます。

20 インフルエンザに関する注意

インフルエンザに罹患すると発熱や体調不良で苦しむだけでなく、学期末の学業や試験成績にも影響します。以下の1に示すような一般的な感染防止対策に留意する必要があります。さらに、病院内で実習している学生は病院内で実施されているインフルエンザなどの呼吸器感染症に対する感染対策を遵守することが求められます。特に病院実習を行う学生は、患者や医療従事者との接触の機会が多いため、インフルエンザに罹患する機会が多く、また自分自身が院内で感染源になる危険性もあり、特に注意しなければなりません。インフルエンザは飛沫及び接触を介して感染が起きることが知られています。現在、インフルエンザワクチン接種は最も有効な感染防止対策の一つとなります。健康管理部では全学生や職員にワクチン接種の機会を設けています。

本学では、病院の院内感染防止対策指針に沿って、以下の2、3のような対応を取っていますので、病院内で実習中のすべての学生は遵守しなければなりません。なお、2の(1)～(3)は、実習中以外の学生にも適用されます。

インフルエンザの症状・経過



1. 一般的なインフルエンザ予防対策

- (1) 手洗い、咳エチケットを励行しましょう。特に外出から帰宅した時は速やかに行いましょう。
- (2) 十分な睡眠をとり、過労や不摂生を避けましょう。
- (3) バランスのとれた食事を摂取しましょう。
- (4) 流行時は不要な混雑する場所への外出は避けることを検討しましょう。
- (5) 流行期にインフルエンザ様の症状を感じたら、特に実習を控えている場合は早めに受診しましょう。

2. 学生、特に病院内で実習中の学生がインフルエンザを発症した場合

- (1) インフルエンザ流行時にインフルエンザ様症状が発症した場合は無理をして出校せずに早期に受診して適切な検査と治療を受けてください。学生は自分自身が院内感染や周辺への感染源となる可能性のあることを考え、マスクの着用や咳エチケット、手指衛生を適切に行動してください。
- (2) インフルエンザあるいはインフルエンザ疑いと診断された場合は、発症日を含まない5日間、あるいは解熱後2日間経過したうちの長い方を経過するまで自宅待機とします。受診時には、この期間までの診断書（医療科学部、保健衛生学部では、登校禁止疾患受診報告書でも可）作成を、受診した医療機関へ依頼してください。
- (3) 学生は速やかに「インフルエンザ（疑い）」で欠席することを実習先責任者および各学部学務課又は教学課に電話で連絡し、後日、特別欠席届と診断書（医療科学部、保健衛生学部では、登校禁止疾患受診報告書でも可）を各学部学務課又は教学課まで提出してください。

3. 院内実習先でインフルエンザのアウトブレイクが発生した場合

- (1) 院内感染防止対策委員会によりアウトブレイクと認定された場合、学生が当該病棟あるいは診療ユニットへ立入ることは一定期間禁止されます。
- (2) 実習先責任者は、学生が当該病棟あるいは診療ユニットに立入る必要のないカリキュラムを実行させてください。

21 COVID-19（新型コロナウィルス感染症）について

COVID-19（新型コロナウィルス感染症）への対応については、感染拡大防止と社会経済活動の両立を主旨とする政府の基本的対処方針に基づき、本学においても感染拡大防止と教育・研究・診療等の業務・活動の両立を図っているところです。

学生の皆さんについては、あらためて本学が病院を有する医科大学であることを念頭に、各自が将来的医療人としての高い責任感を持ち、国や本学が定めているCOVID-19拡大防止のための行動指針を遵守するようお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳などのいわゆる上気道炎の時にみられる症状であり、症状のみでCOVID-19の感染を診断することはできません。感染から発症までの潜伏期間は1週間程度（多くは2日から4日）といわれています。

新型コロナウイルス（SARS-CoV2）は飛沫感染（一部エアロゾル感染）と接触感染するといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触るとウイルスが付着します。他の方がそこを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻、目を触ると粘膜から感染します。

※重症化すると肺炎や死亡例も確認されています。特に基礎疾患のある方等は重症化しやすい傾向がありますので注意しましょう。

2. COVID-19に感染しない、させないために

◆発熱を含めた風邪症状の有無（＊1）や体調変化に十分注意を払い、自己管理に努めましょう。

（＊1）症状が認められる場合は、速やかに所属する学部の「学校感染症対応フローチャート」の指示に従って行動してください。フローチャートは所属する学科のポータルサイトで確認出来ます。

◆常時の手洗い、咳がある場合にはマスクの着用を含む咳エチケット（＊2）を常に意識して行動を実践しましょう。

（＊2）「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」
(首相官邸HPより)

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>



◆外出の際は、自身の健康状態、目的地の感染状況を確認しましょう。高齢者など重症化しやすい人に感染を広げないよう慎重に行動しましょう。



◆国外（＊3）へ行く際は、COVID-19を含む、現地の感染症の発生状況などを確認しておきましょう。

（＊3）海外渡航について（外務省HPより）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

3. 新型コロナウイルス感染症流行下における学生生活について

◆大学構内への入構や授業形態の詳細については、各学部・学科により異なる可能性がありますので、各学科のポータルサイトやメールを常に確認するとともに、学部別の学生便覧や大学のホームページの情報も確認しましょう。

◆発熱や呼吸器症状（風邪の症状）が認められる場合は、速やかに所属する学部の「学校感染症対応フローチャート」の指示に従って行動してください。フローチャートは改編される場合もありますので、適宜、所属する学科のポータルサイトやメールを確認するようにしましょう。

◆就職活動等で感染警戒地域へ行く必要がある場合は、所属する学部学科の指示に従って行動しましょう。